

放送法改正に伴う 有料放送の受信者保護に関する省令等の整備

平成27年11月
総務省

背景

- 昨年12月の情報通信審議会答申^{*}等を踏まえ、今年5月に、「電気通信事業法等の一部を改正する法律」が成立・公布。施行は、公布の日から1年以内。

※ 情報通信審議会答申: 2020年代に向けた情報通信政策の在り方(H26.12.18)

- このため、改正法の施行に必要な省令改正等のうち、有料放送の受信者保護に関する部分について整備するもの。

● 主な事項

1. 説明義務の充実
2. 書面の交付義務の導入
3. 初期契約解除制度の導入
4. 勧誘継続行為の禁止
5. 代理店(媒介等業務受託者)に対する指導等の措置

● 省令・告示案の名称

1. 放送法施行規則の一部を改正する省令案
2. 放送法第百五十条の三第一項各号の有料放送の役務を指定する件(告示案)

1. 説明義務の充実

説明義務の概要

○ **有料放送事業者及び媒介等業務受託者(代理店)**は、受信者と契約の締結又はその媒介等をしようとするときは、**料金その他の提供条件の概要について説明をしなければならない**(平成22年改正により導入)。

省令等の規定事項

(施行規則第175条)

省令等の規定事項	省令等の規定(案)
(1)説明事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の説明事項(有料放送役務の内容、料金、料金割引の条件、解約条件等)に加え、以下の事項等を規定する。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 初期契約解除制度に関する事項(当該制度が適用される場合) ・ 有料放送管理事業者が契約の締結の媒介等を行う場合には、説明事項のうち有料放送事業者の氏名又は名称及び連絡先等に代えて、有料放送管理事業者の氏名又は名称及び連絡先等について説明を行うことができる。 ・ 契約の自動更新がされようとする場合は、事前に、自動更新しようとする旨、契約の期間や違約金の額などを受信者に通知させる。
(2)適合性原則	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提供条件の説明は、受信者の知識、経験、契約の締結の目的に照らして、受信者に理解されるために必要な方法・程度によることが必要である旨(適合性原則)を規定する。
(3)適用除外	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人その他の団体と営業目的(非営利組織の場合は事業目的)で締結する契約(法人契約)について、説明義務の適用を除外。 ・ 受信設備の数の変更契約、放送番組(チャンネル)の変更・追加契約について、説明義務の適用を除外。 ・ その他、現行省令を踏襲し、都度契約、事業者申出により受信者に不利とならない変更をする契約等について適用を除外。

2. 書面の交付義務の導入

法改正の概要

- 有料放送事業者に対し、契約が成立したときは、遅滞なく、**契約書面の交付***を義務付ける。

※ **契約書面の交付**：受信者の明示的な承諾がある場合には、電磁的方法による交付も可能。

省令等の規定事項

(施行規則第175条の2)

(1) 書面の記載事項

- 1) 契約を特定するに足りる事項
(契約の成立年月日、受信者の氏名・住所等)
- 2) 説明義務における説明事項
(有料放送役務の内容・料金等)
- 3) 料金の支払時期・方法等
- 4) サービス提供の開始予定時期等
- 5) オプションサービス(付随する有償継続役務)の内容を明らかにする名称、料金、変更・解除の条件等
- 6) 初期契約解除制度に関する事項
 - ・契約解除できる期間
 - ・書面送付の宛先住所など、標準的な手順
 - ・契約解除に伴い受信者が支払う金額の算定方法
 - ・契約解除に伴い解除されない付随契約がある場合は、その旨及び解除に関する事項等
- 7) 契約書面の内容を十分に読むべき旨

加えて、左欄の場合は、右欄の事項が明らかにされていることが必要

他の契約を条件として料金が減免される場合

減免期間経過前後の総支払額の算定方法(図示)

料金の減免に相当する経済的利益等(キャッシュバック等)を提供する場合

経済的利益の内容、当該利益の提供に条件がある場合はその条件 等

(2) 有料放送管理事業者に係る特例

有料放送管理事業者が契約の締結の媒介等を行う場合には、**書面記載事項のうち有料放送事業者の氏名又は名称及び連絡先等に代えて、有料放送管理事業者の氏名又は名称及び連絡先等**を記載することができる。

ただし、この場合は**有料放送事業者の氏名等をウェブサイト上で閲覧するために必要なURL等**を併せて記載する必要がある。

(3) 変更・更新契約の場合の書面交付

変更・更新契約については、**変更の内容等を記載した書面を交付**。

(4) 書面交付義務の適用除外となる場合

- 1) **法人契約、都度契約、受信設備の数の変更契約、放送番組(チャンネル)の変更・追加契約等**(☞説明義務の適用除外)の場合
- 2) 初期契約解除制度が適用されない契約について、**契約締結前に書面を交付**した場合

(5) 書面を電子交付するための電磁的方法

電子メールやウェブサイト等の方法を規定する。

3. 初期契約解除制度の導入

法改正の概要

- 受信者は、**契約締結書面受領後等から8日間**は、相手方(有料放送事業者)の合意なく**契約解除**できる。また、本初期契約解除制度の規定に反する**特約は無効**とする。

省令等の規定事項

(1) 対象サービス (有料放送の役務を指定する告示)

- ① 移動受信用地上基幹放送
- ② 衛星基幹放送
- ③ 衛星一般放送
- ④ 有線一般放送



(2) 契約解除時に受信者が支払うべき額

(施行規則第175条の3)

① 書面解除までの**サービス提供の対価**

② サービス提供に必要な**工事(実施済の工事)**に現に要した**費用の額**

③ 契約の締結のために現に要した**費用(いわゆる事務手数料)**の額

※ ②、③については、有料放送事業者がこれらの額の算定方法をあらかじめ契約約款等に定め、かつ、インターネットの利用その他の方法により公表している場合に限る。

(3) 初期契約解除の適用除外となる場合（施行規則第175条の3）

対象サービスであっても、初期契約解除が適用されない場合

1) **書面交付義務の適用がない場合**

（法人契約、都度契約、受信設備の数の変更契約、放送番組(チャンネル)の変更・追加契約等の場合）

2) **受信者に不利でない変更・更新契約の場合**

3) **変更・更新契約の場合で、料金等に変更がないとき**

（料金等の変更があったときは、初期契約解除の対象）

(4) 初期契約解除についての不実告知後の書面交付の記載事項等（施行規則第175条の3）

- ・ 有料放送役務の名称等のほか、当該書面を受領した日から8日間初期契約解除ができる旨を記載すべきこと等を規定

4. 勧誘継続行為の禁止

法改正の概要

- 有料放送事業者・代理店に対し、**勧誘を受けた者が契約を締結しない旨の意思**（契約の締結を断ることに加え、勧誘の継続自体を希望しないことも含む。）**を表示した場合、勧誘を継続する行為を禁止**する。

省令の規定事項

（施行規則第175条の4）

省令の規定事項	省令の規定(案)
(1) 勧誘継続行為の禁止の対象外となる行為	<ul style="list-style-type: none">・ 法人契約の締結を勧誘する行為・ 軽微な変更を勧誘する行為

5. 代理店（媒介等業務受託者）に対する指導等の措置の導入

法改正の概要

- 有料放送事業者に対し、媒介等業務の適切かつ確実な遂行を確保するため、代理店への指導等の措置を行うことを義務付ける。

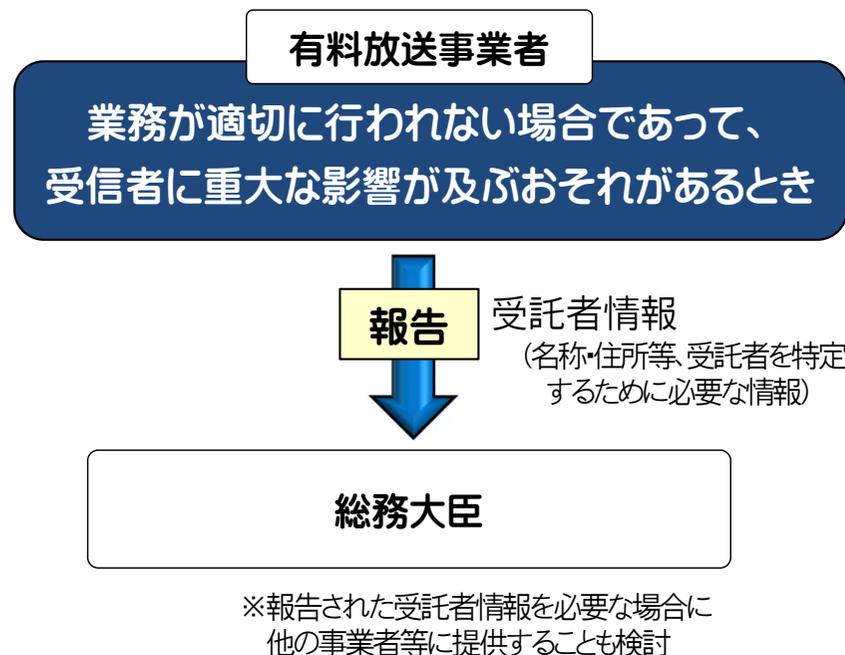
省令の規定事項

（施行規則第175条の5）

(1) 有料放送事業者は次の各措置を講じる必要

- ①媒介等業務（以下「業務」）を適正かつ確実に遂行できる能力を有する者に委託するための措置
- ②業務の実施状況を監督する責任者の選任
- ③業務マニュアル（適切な誘引の手段に関する記載を含む）の作成、研修の実施等
- ④業務の実施状況の確認、検証、必要に応じた改善等
- ⑤受信者からの苦情の適切かつ迅速な処理
- ⑥業務が適切に行われな場合、業務の中止、他の適切な者への速やかな委託、業務の委託契約の変更又は解除等
- ⑦各措置の適正かつ確実な実施のための委託状況の把握

(2) 有料放送事業者の報告義務



(3) 有料放送管理事業者に委託する場合の特例

- ・ 有料放送事業者が有料放送管理事業者に対し媒介等業務を委託した場合は、有料放送事業者は、有料放送管理事業者との間で、有料放送管理事業者が代理店の指導等の措置を行う旨の契約を締結すれば足りる。
※これに併せて、有料放送管理業務に係る措置義務（施行規則第182条）において、上記(1)及び(2)と同等の措置を明記